

知ってほしい! 共済会制度のコト

岩田屋三越支部発信

三越伊勢丹グループ共済会の制度を岩田屋三越支部の皆さんに、もっと身近に感じて活用してもらえるよう、各制度のポイントを分かりやすく発信していきます。

Vol.3 特定不妊治療給付金制度

利用対象：L会員（月給制の方）
S会員（時給制の方）

共済会員本人または配偶者が体外受精・顕微受精に要した費用に対して、補助金を給付します。（※1夫婦につき1子までの給付）



●補助金額 治療費の50%

但し 年間20万円限度（治療日が4/1～翌年3/31）かつ通算5年間限度（最大100万円まで）

【給付対象】

- * 特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みが極めて少ないと診断された場合に限りです。
- * 不妊治療の内、体外受精・顕微受精に限りです。
- * 夫婦で共済会会員の場合、1回の治療に対する補助はどちらか一方となります。
- * 申請期間は**受診日より2年間**です。



【給付対象とならないもの】

- * 夫婦以外の第三者から精子・卵子・胚の提供を受けるもの。
- * 代理母（夫の精子で第三者が妊娠するもの）。
- * 借り腹（夫妻の胚で第三者が妊娠するもの）。
- * 入院室料、室料差額、食事療養費、文書料等の直接治療に関わらない費用。



《申請用紙と添付書類》

① 特定不妊治療
給付金申請書

② 特定不妊治療
受診証明書



③ 住民票等の法律
上の婚姻をしているこ
とを証明できるもの



④ 領収書コピー

ご提出は組合事務所へ



★お問い合わせはこちら★
組合事務所（今泉ビル1F）
内線 815-3197
外線 092-712-6870



共済会制度案内は、共済会HP
「制度内容のご案内」から詳細を確認
できます。
<http://www.imgu.or.jp/kyousai>



◆ 申請書は、共済会HPの「申請書・書類集」からダウンロードできます。 <http://www.imgu.or.jp/kyousai/>